

## 共謀罪規定の条文全文

(テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による)  
実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画

第六条の二 次の各号に掲げる罪に当たる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団(団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる罪を実行することにあるものをいう。次項において同じ。)の団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を二人以上で計画した者は、その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

- 一 別表第四に掲げる罪のうち、死刑又は無期若しくは長期十年を超える懲役若しくは禁錮の刑が定められているもの 五年以下の懲役又は禁錮
- 二 別表第四に掲げる罪のうち、長期四年以上十年以下の懲役又は禁錮の刑が定められているもの 二年以下の懲役又は禁錮
- 2 前項各号に掲げる罪に当たる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団に不正權益を得させ、又はテロリズム集団その他の組織的犯罪集団の不正權益を維持し、若しくは拡大する目的で行われるものの遂行を二人以上で計画した者も、その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、同項と同様とする。
- 3 別表第四に掲げる罪のうち告訴がなければ公訴を提起することができないものに係る前二項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。
- 4 第一項及び第二項の罪に係る事件についての刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第九十八条第一項の規定による取調べその他の捜査を行うに当たっては、その適正の確保に十分に配慮しなければならない。

(原文まま)



# ぶっとぼせ!! 「共謀罪」

あなたに共謀罪が適用されたら、  
その時はどうする?

警察に  
呼ばれた

逮捕された

黙秘権が  
あります

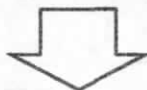
弁護士選任権  
があります

「あかんやろ」

共謀罪あかんやろ! オール大阪

検索

2017年7月11日午前0時に共謀罪法は施行されました。



あなたに共謀罪が適用されたら、その時はどうする？

(ブツ飛ばせ！共謀罪)百人委員会)

うっかり警察の聴取に応じてしまって何か喋ったりするのは危険です！  
言ったことを逆手にとられて逮捕なんていうことになりかねない。まず

**しゃべらないこと！ 弁護士に連絡する！**です。

【Q1】警察が「事情を聞きたい」と言ってきたら、応じなくてはいけないのか？

A 応じる必要はない。(警察手帳を確認し、可能なら写す)

警察が「事情を聞きたい」という時、想定されるのは、本人だけの単独の「聴取」はない。経験から言うと、現場に居合わせた人に対して、後から「参考人」「被疑者」として呼び出す事が通例ですが、警察の要請に応じる必要はないです。

【Q2】応じてしまった場合、まず、するべき事は？

A 弁護人の選任を強く要求する。又、応じた時の聴取の内容をできる限りメモし弁護人と一緒に暴露・反撃の材料にしていく。

【Q3】逮捕された時、まず何をすべきか？

A 黙秘すること、弁護士を呼ぶこと。

日本国憲法37条3項と38条1項で、「弁護人選任権」「黙秘権」が、すべての人に保証されている。

「資格を有する弁護士」による弁護権と、「黙秘権の行使」(話さない事)が、私たちに、保証されているとしっかりと覚えておきましょう。

【Q4】近くで観ていた人が「参考人」として協力を！と言われた時、どうしたらよいですか？

A 協力しないこと。捜査協力の必要は一切ありません。

★これらの根拠は、

刑事訴訟法第九十八条【被疑者の出頭要求・取調】です。

① 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者の出頭を求め、これを取り調べるができる。但し、被疑者は、逮捕又は拘留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる。

② 前項の取り調べに際しては、被疑者に対し、あらかじめ自己の意志に反して供述する必要がある旨を告げなければならない。

警察官職務執行法第二条【質問】

① 警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っていると思われる者を停止させて質問することができる。

② その場で前項の質問をすることが本人に対して不利であり、又は交通の妨害になると認められる場合には、質問するため、その者に附近の警察署、派出所又は駐在所に同行することを求めることができる。

③ 前二項に規定する者は、刑事訴訟に関する法律の規定によらない限り、身柄を拘束され、又はその意に反して警察署、派出所若しくは駐在所に連行され、若しくは答弁を強要されることはない。

Q5 私たち一般の人には、弁護士の知り合いがいません。どのようにして探したらよいですか。

A 救援連絡センターに連絡してください。

電話は、03-3591-1301

(033+ゴクイリ・イミオオイ)と覚えてください。2017 7 10

関西救援連絡センター(留守電になる場合は、再度電話するか、連絡先を伝言願います。)TEL06-6372-0779

(066+ミナニ・ワナナク)と覚えてください。